

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第37回）開催結果概要

1 日時

平成22年9月28日（火）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，
中尾正信，二島豊太，野間万友美，堀嗣亜貴，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，
朝倉佳秀民事局第一・三課長，河本雅也刑事局第一・三課長，
春名茂行政局第一・三課長，小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）新委員の紹介

菅野審議官から，堀嗣亜貴委員が紹介された。

（2）意見交換

ア 本日の進行について

（高橋座長）

○ 本日は，個別の事件類型に特有の長期化要因に関する制度論及び運用面の施策について，前々回までの3回にわたるフリーディスカッションにおける議論や実情調査の結果を踏まえて事務局が作成したたたき台に基づき，意見交換を行いたい。また，事務局において実情調査の結果の取りまとめ案を作成したとのことなので，これについても，事務局から説明を伺い，意見交換を行いたい。

イ 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する制度論及び運用面の施策につ

いて

(7) 医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策について

朝倉民事局第一課長から、たたき台の構成について、前回の検討会におけるたたき台と同様に、各項目ごとに、第3回報告書で指摘された長期化要因、同報告書公表後の検討会における委員の意見、各地での実情調査における裁判官や弁護士の意見等を整理した上で、考えられる施策案を検討項目として挙げていることが説明された。

その上で、同課長から、医事関係訴訟に特有の長期化要因に関して考えられる施策案が、①医療ADRの拡充、中立第三者機関による原因究明制度の確立、②専門委員等を活用しやすくするための施策、③鑑定をスムーズに行うための環境整備、④医事関係訴訟についての裁判所側のサポート態勢の充実の順に説明された。

具体的には、①については、医事関係訴訟においても、ADRの活動を充実させ、その活用を図ることについて、裁判所とADRとの適切な役割分担の在り方を踏まえながら、検討を進めること、中立な第三者機関による原因究明システムの構築について、関連する制度の状況も踏まえて、検討を進めること、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の施策と同様に、医事関係訴訟においても、ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できるような制度について、ADR機関の手続の性質も踏まえ、検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

②については、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の施策と同様に、医事関係訴訟においても、専門委員の利用方法を多様化し、専門委員を活用しやすくするため、専門委員の機動的な任命・選任の可否、専門委員による意見陳述の実現可能性等について検討を進めること、医事関係訴訟への弁護士の対応能力を向上させ、同訴訟の適正迅速な解決を

図るため、弁護士会による研修・研究会や、協力医との間の支援・協力関係態勢の拡充等、同訴訟における弁護士側のサポート態勢の整備について検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

③については、鑑定人を推薦するネットワークについて、既に複数のネットワークが実務で活用されていることを踏まえつつ、今後もこのネットワークを整備・拡充することについて検討を進めること、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の施策と同様に、医事関係訴訟においても、鑑定人となることにインセンティブを与えるため、例えば、鑑定書を学術的成果として専門家の評価の対象とする仕組みの導入等について検討を進めること、法人に対する鑑定嘱託が利用されていない原因を分析するなどして、研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備ができないか更に検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

④については、集中的処理の充実について、集中部等が設置されていない裁判所における審理の迅速・充実化に向けた方策等の在り方も踏まえ、その必要性について検討を進めること、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の施策と同様に、医事関係訴訟においても、専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積について、必要な情報の収集・蓄積の方法、研究機関や専門家団体などとの連携の在り方、大規模庁の専門部の在り方等も念頭において、検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

(秋吉委員)

○ たたき台では、④につき、集中的処理の充実について、集中部等が設置されていない裁判所における審理の迅速・充実化に向けた方策等の在り方も踏まえ、その必要性について検討を進めるとされているが、医事関係訴訟の集中部の裁判官としての経験から申し上げますと、医事関係訴

訟において適正・迅速な審理を行うためには、医療専門用語の理解、手術記録の読み方、検査数値の見方を始めとする医療に関する基礎知識や医療訴訟のノウハウが必要であるため、多数の同種事件を取り扱った経験が有益である。また、医療集中部では、医療現場の見学、医療機関・弁護士との協議会等の実施によりノウハウを蓄積し、医学文献等も充実しており、集中的に医事関係訴訟を処理することには、大きなメリットがある。

また、集中部で蓄積したノウハウを他の裁判所でも共有することによって、集中部等が設置されていない裁判所での審理の充実・迅速化を図ることも可能である。

(中尾委員)

- 医事関係訴訟を集中的に処理することが適正・迅速な審理にとって有益であることについては、特に異論はない。また、第34回検討会においても述べたとおり、医事関係訴訟は、いずれの地域でも起こり得る類型の訴訟であるので、集中部等が設置されていない裁判所における審理の迅速・充実化に向けた検討も必要であり、その意味で、秋吉委員が指摘されたとおり、集中部で蓄積したノウハウを他の裁判所でも共有することは、重要である。

(井堀委員)

- たたき台では、集中的処理の充実につき、「その必要性について、検討を進める」とされているが、「必要性」という文言を入れた趣旨は何か。

(菅野審議官)

- 従前の検討会では、集中部の設置拡大や事件集約化について、慎重な意見もあったので、集中的処理の充実に関する検討についても、一定の留保を付する趣旨で「必要性」という文言を入れたが、集中的処理の充

実の必要性自体について特に御異論がないようであれば、この文言は外したい。

(二島委員)

- 原被告双方に専門化した代理人が就くことの多い知的財産権訴訟と異なり、医事関係訴訟においては、同訴訟に不慣れな弁護士が原告代理人に就くことが多いので、集中的処理の充実について検討を進める際には、併せて、医事関係訴訟における弁護士側のサポート態勢の整備が必要だという点だけは、留意してほしい。

(秋葉委員)

- 従前の検討会では、支部事件の本庁への集約化だけを進めるのではなく、支部における裁判官の態勢を強化すべきであるとの意見があったが、支部における態勢の整備については、当該地域での訴訟のニーズや裁判所が利用できる人的資源を踏まえて、その必要性を十分検討すべきである。そもそも、その前提として、医事関係訴訟が支部においてどの程度あるのかについても把握しておくべきであろう。

(二島委員)

- 患者の中には資力の乏しい者もいるので、仮に、支部では医事関係訴訟の審理が受けられないということになれば、それを補う手当が必要となるのではないか。

(山本委員)

- 「集中的処理」の中には、支部から本庁への事件の集約の趣旨も含まれると思われるが、この施策案には、「集中部等が設置されていない裁判所における審理の迅速・充実化に向けた方策等の在り方も踏まえ」という留保が付してあるので、特段異論を述べるような内容ではないのではないか。

(菅野審議官)

- 山本委員の御指摘のとおり，御議論いただいている施策案については，集中部における処理の点に止まらず，事件の集約の趣旨も含めているつもりである。

なお，第4回報告書では，最終的には，それぞれの施策案に関連する統計データも当該部分に適宜盛り込んでまとめたいと考えている。秋葉委員が指摘された支部の現状についても，例えば，支部の規模別にみた医事関係訴訟の件数等の統計データも次の機会には明らかにしたいので，こうした点も参考にしながら，今後更に報告書の表現ぶりも含めて御議論いただきたいと考えている。ちなみに，例えば，平成21年の非常駐支部における医事関係訴訟の事件数は，全国で1件しかないという状況である。

(中尾委員)

- 地方において医事関係訴訟の件数が少ないことは承知しているが，訴訟として顕在化していない，潜在的な事件もあるのではないか。その原因としては，弁護士の態勢の問題だけでなく，地方の裁判所の態勢の問題も指摘できるのではないか。
- 先ほど述べたとおり，審理の在り方として，医事関係訴訟を集中的に処理することが有益であることについては，異論はないが，裁判所の態勢面の問題として，支部事件の本庁への集約化等を進めることについては，懸念がある。たたき台において，上記の2つの側面を書き分けた表現ぶりにすることはできないか。

(秋吉委員)

- 東京地裁では，医事関係訴訟をいくつかの部に集中させたことによって，物的環境整備も含めて，訴訟の適正・迅速化が図られた。事件の専門化が進む中で，事件の集中化は，訴訟の迅速化に資するとともに，司法サービスの充実という点でも裁判を受ける国民の側にとってメリット

が大きい。

(二島委員)

- 審理の在り方として、医事関係訴訟を集中的に処理することは望ましいが、国民が司法を利用しやすくするための基盤整備を行った上で集中的処理を進めるべきである。例えば、支部管内の住民が本庁で医事関係訴訟を行うためには、法律扶助制度を拡充させ、国民の弁護士へのアクセスを改善させることが必要になると考えられる。

(高橋座長)

- たたき台では、①につき、医事関係事件についても、ADRの活動を充実させ、その活用を図ることについて、検討を進めるとされているが、ADRの活動の充実とは、具体的にどのようなイメージが考えられるか。

(山本委員)

- 現状の医事関係ADRは、弁護士会によるものが大半であるが、医事関係ADRの充実のためには、医療界も関与したADRを設けることが有益だと思われる。
- たたき台では、③につき、鑑定人を推薦するネットワークの整備・拡充、鑑定人となることにインセンティブを与える制度、研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備が取り上げられているが、鑑定をスムーズに行うためのこれらの環境整備は、従来から指摘されつつも長らく実現できていない課題である。これまで実現できなかった原因についても検討すべきではないか。

(朝倉民事局第一課長)

- 御指摘の施策について、現状を申し上げますと、鑑定人を推薦するネットワークの整備・拡充については、実現に向けて進みつつあるものの、その他の2つの施策は、裁判所だけでは進められないものであり、その点も踏まえて、検討が進められる必要があると思われる。

(イ) 建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策について

朝倉民事局第一課長から、建築関係訴訟に特有の長期化要因に関して考えられる施策案が、①契約書等の書面作成に関する業界慣行の改善、②鑑定をスムーズに行うための環境整備、③司法と建築家団体との連携のより一層の充実、④損害額等の算定基準、⑤建築紛争におけるファスト・トラック、⑥保険制度の拡大等の順に説明された。

具体的には、①については、契約書等の当事者間の合意内容等を証する書面類の作成の義務化を始めとする業界慣行の改善について、取引の実情にも十分目を向けつつ、その実現可能性について検討を進めること、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の施策と同様に、建築関係訴訟においても、法教育の浸透や国民への啓発活動の推進などの点について検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

②については、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の施策と同様に、建築関係訴訟においても、鑑定人となることにインセンティブを与えるため、例えば、鑑定書を学術的成果として評価の対象とする仕組みを導入することなどについて検討を進めること、法人に対する鑑定嘱託が利用されていない原因を分析するなどして、研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備ができないか更に検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

③については、建築関係訴訟においては、裁判所による専門的知見の取得を容易にするため、建築学会の協力により裁判所と建築学会等の専門家団体との連携が図られてきたが、今後これを更に充実させ、各地域の地裁レベルでも、裁判所と建築学会等の専門家団体との連携を強化することについて検討を進めること、建築関係訴訟への弁護士への対応能力を向上させ、同訴訟の適正迅速な解決を図るため、弁護士会と建築学会等の専門家団体との連携を強化しつつ、同訴訟における弁護士側のサポ

一ト態勢を整備することについて検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

④については、建築関係訴訟における瑕疵損害額等の算定基準について、瑕疵の修補方法については様々なものが想定され、損害額の類型化に複雑な作業が伴うことなどの点も考慮しつつ、その実現可能性について検討を進めることが考えられる旨、説明された。

⑤については、審理を進めるにつれて争点が増加する傾向にある建築関係訴訟について、精密な争点整理を行う前に、専門家の関与のもと、ある程度概括的な判断を行うことにより審理期間を短くする手続について検討を進めることが考えられる旨、説明された。

⑥については、建築物の瑕疵が問題となる紛争において合理的な紛争解決を行うため、保険制度の拡大や、保険制度と連携するADR機関の拡充について、現在の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保険制度の利用状況や、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく指定紛争住宅処理機関である住宅紛争審査会のADRの現状を踏まえ、建設業者側の負担や保険料の高額化の可能性などの点も考慮しつつ、その実現可能性について検討を進めることが考えられる旨、説明された。

(仙田委員)

○ たたき台の①で取り上げられた契約書等の作成の義務化に関しては、平成18年の建築士法の改正においても検討され、設計・工事監理契約締結前に工事監理の方法等を記載した書面交付の義務付けが盛り込まれたものの（同法24条の7）、契約書等の作成を促進するための抜本的な解決策としては不十分であり、今後、建築確認申請や建築工事届に契約書等の添付を義務付けるなど、行政手続において新たな仕組みを設けることも含めて、更に検討を進める必要がある。

- たたき台の③で取り上げられた裁判所と建築学会等の専門家団体との連携については、現状では、東京や北海道、名古屋における取組が中心であり、考えられる施策案の例にあるとおり、各地域の地裁レベルでも連携を強化する必要があるが、この施策は、裁判所における建築集中部の充実と連動しながら検討を進めると実現しやすいのではないかと。

(酒巻委員)

- たたき台では、①につき、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の施策と同様に、建築関係訴訟においても、法教育の浸透や国民への啓発活動の推進等の点について検討を進めるとされているが、民事訴訟事件一般のみならず、建築関係訴訟において、特にこれらの施策を取り上げた理由は何か。

(菅野審議官)

- 建築工事においては、契約の追加・変更が日常的かつ頻繁に行われるのに、合意の内容が逐一書面化されないことが多く、また、施主にとって建物は一生のうちで最も大きい買い物であるという意識が強い場合が多い。したがって、建築工事についてはとりわけ適時に適切な書面を取り交わすことが重要であり、施主側においてもそのような認識を高めてもらうために、特に法教育や国民への啓発活動が必要な分野であると考えられるので、御指摘の施策を建築関係訴訟においても盛り込んだものである。

(仙田委員)

- 菅野審議官が指摘した点と関連して、建築家側の問題意識を高めるために、大学における建築の専門教育でも、倫理教育とともに法律関係の教育を十分行っていくべきであると考えている。

(酒巻委員)

- 菅野審議官の説明は理解できるが、法教育の浸透や国民への啓発活動

は、建築関係訴訟にとどまらず、より幅広い分野に該当する施策であり、ここに特記する必要は低いのではないか。

(中尾委員)

- たたき台では、⑤につき、建築関係訴訟について、精密な争点整理を行う前に、専門家の関与のもと、ある程度概括的な判断を行うことにより審理期間を短くする手続について検討を進めるとされているところ、ここでは、大型ビル等を対象とする複雑困難な事件が対象事件として想定されているように思われるが、むしろ、一戸建て等を対象とする比較的軽微で争点の少ない事件を念頭に置いた方が、当事者のニーズとも合致するのではないか。

(二島委員)

- たたき台の⑤で取り上げられた「建築紛争におけるファスト・トラック」と、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の施策として取り上げられた「迅速手続（ファスト・トラック）」とは、性格の異なるものが想定されているのか。

(菅野審議官)

- 建築紛争は、長期化しがちな複雑困難事件の典型であり、そのファスト・トラックの具体的な枠組みについては、専門家を関与させるかどうかの検討も必要となるなど、主に簡易な事件が念頭に置かれている民事訴訟事件一般における迅速手続とは異なる配慮が必要となるので、たたき台では、民事訴訟事件一般における迅速手続とは、別に取り上げている。そのような趣旨からして、その対象となる紛争も、現時点では専ら一戸建て等を中心とした軽微な事件を念頭に置いているというわけではない。

(山本委員)

- 「建築紛争におけるファスト・トラック」の枠組みとしては、現在行

われている建築調停の延長線上の手続をイメージしており、菅野審議官が説明したとおり、民事訴訟事件一般における迅速手続とは、異なる側面があると考えている。

(二島委員)

- 「建築紛争におけるファスト・トラック」と民事訴訟事件一般における「迅速手続（ファスト・トラック）」とが異なる性格のものというのであれば、その違いを明らかにするような名称を工夫すべきではないか。

(菅野審議官)

- 建築紛争におけるファスト・トラックの具体的な枠組みについては、まだ煮詰まっていないが、御議論を踏まえて、適切な名称を工夫できないか検討してみたい。

(井堀委員)

- たたき台では、②につき、研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備ができないか更に検討を進めるとされているが、ここにある「研究機関」は、どのような機関が想定されているのか。設計事務所も含まれているのか。

(朝倉民事局第一課長)

- 例えば、つくば市に独立行政法人として設立されている建築専門の研究所等を想定している。

(仙田委員)

- 研究機関を持っている設計事務所は少ないため、設計事務所への鑑定嘱託は、内容によっては、難しいと思われる。第三者的な立場で鑑定を実施できるような建築専門の研究機関が、地方を含めて設立されており、このような機関への鑑定嘱託を活用することは考えられる。
- たたき台の④で取り上げられた建築関係訴訟における瑕疵損害額等の算定基準について、戸建て住宅に関しては司法支援建築会議でも課題と

続について、各手続に期待されている役割を踏まえつつ、その整合性を図ることについて検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

②については、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の証拠収集に関する施策が労働関係訴訟においても該当するほか、当事者の事前準備促進の観点から、例えば、タイムカード等の使用者が保有している資料を、訴え提起前に労働者が入手しやすくする制度の創設について、その実務上の問題点等を分析しながら、検討を進めることが考えられる旨、説明された。

なお、知的財産権訴訟については、第3回報告書で指摘されたとおり、近年制度改正等により相当程度迅速化が進んでおり、従前の検討会でも指摘されたように、基本的にはこれ以上新たな施策案を検討する必要はなく、当面は、これらの制度改正後の状況をフォローすることになると考えられる旨、説明された。

(知的財産権訴訟の取扱いについて、特に異論はなかった。)

(中尾委員)

○ たたき台では、②につき、時間外労働に関する規定の整備として、例えば、タイムカード等の使用者が保有している資料を、訴え提起前に労働者が入手しやすくする制度の創設について検討を進めるとされているが、労働関係訴訟における証拠の偏在は、時間外労働以外の事件でも問題となっているので、当該制度の対象となる資料の範囲を広げてはどうか。

(菅野審議官)

○ たたき台では、前回検討会で議論された民事訴訟事件一般の証拠収集に関する施策が労働関係訴訟においても該当するとした上で、更に同訴訟に特有のものとして考えられる施策案の例を挙げることを明示したた

め、これまでに委員から御指摘のあったタイムカードの点を特に記載することとしたが、これ以外に適切な具体例があれば、御意見をいただき、盛り込むことを検討したい。

(酒巻委員)

- たたき台では、①につき、実情調査の結果として、労働審判では、必ずしも当該手続になじまない事件が申し立てられることも少なくないという実情が紹介されているが、一般の国民の視点に立つと、「なじまない事件」のイメージがわかりにくいと思われるので、説明を補足することはできないか。

(春名行政局第一課長)

- 労働審判事件は、原則として3回以内の期日で審理を終局するとされているため、事案の性質上短期間で審理することが難しい複雑困難事件や、逆に、係争利益が大きくなり、労働審判を利用しなくても、話し合いによる解決が容易に見込まれるものは、労働審判になじみにくいと考えられる。

(菅野審議官)

- 酒巻委員の御指摘の点は、当該箇所に脚注を設けるなどして、具体的なイメージがわかるように工夫したい。

(I) 遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策について

小田家庭局第一課長から、遺産分割事件に特有の長期化要因に関して考えられる施策案が、①前提問題及び付随問題を適切に振り分けるための施策、②特別受益・寄与分の主張に関する的確迅速な判断に資する施策、③参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための施策、④遺産物件の確定及び評価を迅速に行うための施策、⑤遺言の普及等の順に説明されたほか、参考として、家事事件全般について審判及び調停を充実させるための施策が説明された。

具体的には、①については、前提問題及び付随問題により遺産分割調停が長期化するのを防ぐため、これらの問題も含めた一体的な解決を望む当事者の期待が存在する可能性があることも踏まえつつ、前提問題については、民事訴訟の提起を促進するための具体的な方策について、付随問題については、遺産分割調停の中で解決を図ることが困難な場合には、調整の対象から外すための具体的な方策について、検討を進めること、家事事件の中でも、とりわけ遺産分割の問題と前提問題及び付随問題との区別は法律専門家でなければ難しいので、民事事件における検討を踏まえつつ、遺産分割事件においても弁護士強制制度の導入の可否や相当性について検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

②については、特別受益及び寄与分等の主張について、当事者の手続保障を図ることを念頭に置きながら、第一次的には当事者が主張や証拠の提出を行い、裁判所は事案解明のため必要な場合に補充的に職権調査を行うことにするなど、特別受益及び寄与分に関する事実の解明に多大な時間と労力を費やしている現状を改めるための方策について検討を進めることが考えられる旨、説明された。

③については、遺産分割に関心が乏しいなどの理由で期日に出頭しない当事者がいる場合には、期日に出頭した当事者間で合意した調停条項案につき不出頭当事者に受諾書面を提出させて調停を成立させる制度を活用するほか、受諾書面も提出しない不出頭当事者に対処するため、調停に代わる審判を遺産分割事件でも利用できるものとする制度を導入することなど、参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための方策について検討を進め、また、所在不明者がいる場合に、不在者財産管理人の選任に時間を要している現状を踏まえ、所在不明者の利益にも配慮しつつ円滑に手続を進行させるための具体的な方策について検討を進めることが考えられる旨、説明された。

④については、遺産物件の確定を容易にするため、裁判所が調査嘱託を行った場合に嘱託先に確実に回答を行わせるための方策や、当事者に自ら管理する遺産の内容を積極的に開示させるための方策について、実現可能性も含めて検討を進めること、当事者が遺産物件の鑑定の実施に協力せず、鑑定費用の予納に応じない場合に、民事訴訟法248条の規定を参考にし、裁判所が審判手続の全趣旨及び事実の調査の結果等に基づき、相当な評価額を認定することができる旨の制度の導入について検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

⑤については、遺産分割事件において、当事者に感情的対立が生じることを少しでも防止し、遺産分割事件の迅速な解決を図るため、遺言や任意後見制度の普及を図ることについて検討を進めることが考えられる旨、説明された。

また、家事事件全般について審判及び調停を充実させるための施策として、裁判所における人的基盤の整備を図りつつ、裁判官が審判及び調停にこれまで以上に積極的に関与することについて、特に調停においては裁判官と調停委員との評議や裁判官による調停期日への立会いをより一層充実させる必要があるとの指摘を念頭に置きながら、検討を進めることが考えられる旨、説明された。

(中尾委員)

- ①のうち、前提問題に関する施策については、異論はないが、遺産分割調停の中で解決を図ることが困難な場合には、付随問題を調整の対象から外すための具体的な方策について検討を進めるとされていることに関しては、調整の対象から外した事件を別途適切に解決する方策についても検討を進めるべきである。単に調整の対象から外すだけなら、現行法の下でも、審判に移行すれば自動的に対象から外れるので、施策として提案する意味がないのではないか。

(二島委員)

- 社会的に見れば、同一の紛争であるにもかかわらず、遺産分割事件から付随問題を切り離し、遺産分割事件についてだけ解決を図るとするのは、国民にとっては理解し難いのではないか。

(小田家庭局第一課長)

- 遺産分割事件と付随問題との一体的な解決を希望する当事者の意向を踏まえ、実務でも、調停の中でできるだけ一体的な解決を図るよう努力しているが、解決が困難な事案も少なくないようである。そこで、たたき台では、検討会での委員の意見を踏まえ、解決が困難な付随問題を調整の対象から外すための具体的な方策について検討を進めることが考えられるとしている。

(菅野審議官)

- 中尾委員が指摘されたとおり、調整の対象から外した事件を別途適切に解決する方策についても検討を進める必要があるというのは、ごもつともである。①の施策案は、専ら遺産分割事件をいかに適切に処理するかという観点から整理しているので、検討会での議論を踏まえて、御指摘の点も検討してみたい。
- また、二島委員の御指摘については、たたき台では、①につき、付随問題も含めた一体的な解決を望む当事者の期待が存在する可能性があることも踏まえつつ、検討を進めるという書きぶりをしており、御指摘の点を意識した書きぶりをしている。また、例えば、付随問題として葬儀費用の負担の問題が主張され、争いが深刻化した事例を念頭に置くと、葬儀費用の負担の問題自体は独立性の高い問題として解決が可能であると考えられるし、遺産分割自体については争いが乏しいような場合には、葬儀費用の問題と遺産分割事件とを切り分けた方が、双方の事件を迅速に解決することが可能となる場合もあるのではないか。

(山本委員)

- たたき台の⑤で取り上げられた任意後見制度の普及は、遺産分割事件の迅速な解決にとって、どのように役立つのか。

(小田家庭局第一課長)

- 被相続人が判断能力の低下後に処分行為をすると、その有効性を巡って遺産分割事件が紛糾することがある。自己の判断能力が不十分となる場合に備える任意後見制度を普及させれば、判断能力が低下した後の財産管理の適正化が図られるため、遺産の範囲の明確化や遺産の使い込みなどの付随問題を防止する効果が期待できるのではないかと考えられる。

(山本委員)

- たたき台では、家事事件全般について審判及び調停を充実させるための施策として、裁判官の積極的関与による審判及び調停の一層の充実化について、検討を進めるとされているが、このうち審判については、裁判官が行う手続であるから、積極的に関与するという表現ぶりには、違和感がある。

(小田家庭局第一課長)

- ごもったもな指摘であり、この点について、表現ぶりを検討したい。

ウ 実情調査の結果の取りまとめについて

本田総務局参事官から、実情調査の結果の取りまとめ案について、意見や実情を伺った主体ごとに、裁判官その他の裁判所職員から伺った結果、弁護士から伺った結果及び法テラスにおいて常勤弁護士等から伺った結果の3つのパートに分けて整理した上、第3回報告書に掲載した各種ヒアリング調査の結果と同様に、各項目ごとに伺った実情等を列挙し、更にそれらの要旨を記載したこと、実情調査の趣旨にかんがみ、実情等が述べられた具体的な庁名等は記載していないが、具体的な数値が述べられた部分については、実情をより正確に理解できるよう、発言庁等の規模を明示したこと、同取りま

とめ案も参考にしながら、次回検討会で議論予定の裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策のたたき台を作成する予定であること、同取りまとめ案を第4回報告書に資料として掲載する予定であることが説明された上、その概要の報告がされた。

(中尾委員)

- 取りまとめ案では、裁判官その他の裁判所職員から伺った裁判官の繁忙状況に関する実情等の要旨の1項目として、「現行民訴法の施行により、裁判官の繁忙度は増していること」が挙げられているところ、現行民訴法の施行が裁判官の繁忙度の増加につながるという表現ぶりは誤解を招きかねないので、その具体的な因果関係についても、取りまとめに盛り込んだ方が適当ではないか。

(菅野審議官)

- 御指摘を踏まえて、表現ぶりを工夫してみたい。

(二島委員)

- 取りまとめ案では、弁護士から伺った弁護士の一般的な繁忙度に関する実情等の要旨の1項目として、「弁護士数は増えているが、一般的には、弁護士は依然として繁忙であること」が挙げられているところ、実情調査では、弁護士が繁忙であるという実情のほか、あるエリアでは、若手弁護士からは、事件がなく経営的に苦しいという声が聞かれるという実情も述べられているので、このような実情も踏まえて、要旨の表現ぶりを工夫できないか。

(菅野審議官)

- 御指摘の点も踏まえて、取りまとめ案では、「一般的には」という表現振りをしているのであるが、更に工夫できるか、検討してみたい。

(仙田委員)

- 取りまとめ案では、裁判官その他の裁判所職員から伺った法廷等の状

況に関する実情等の要旨の1項目として、法廷等の使い勝手が悪いことが挙げられているところ、裁判所の物的態勢の整備については、裁判所側の視点のみならず、裁判所の利用者である国民による裁判所の利用のしやすさの観点も加味する必要がある。

(菅野審議官)

- 取りまとめ案では、家裁の待合室の問題やバリアフリーへの配慮、耐震対策の必要性など、国民による裁判所の利用のしやすさの観点も踏まえて述べられた実情等も取り上げているが、御指摘の点は、次回検討会で議論する裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策のたたき台の作成に当たっても、留意したい。

(高橋座長)

- 取りまとめ案は、全体的にバランスよくまとめられており、貴重な資料である。この資料を参考として、次回のたたき台も、充実した内容のものを作成してもらいたい。

(3) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第38回 平成22年11月16日(火) 午前10時から

(以上)